

新型インフルエンザ特措法&感染症法改正への意見

2021年1月22日

ふじしろ政夫

何のため、誰のために改正するのか……。感染症の蔓延防止のための行動制限・営業制限をより強くし罰則を強化しようとしているだけのようです。

1、最も重要な「緊急事態宣言」を発するときの“国会での承認”がまったく議論されていないのは何故かしら？議運のような委員会ではぼそぼそ話し合っているようですがあれでは正式の議論ではありません。パンデミック状態であればこそ国会を開いて議論すべきなのです。(国民主権の国家としての最低の義務です)

2、又、市民や事業者には制限をかけ罰則まで強化していますが、何よりもまずやらなければならないのは感染症が発症したら「PCRの“検査・検査”の体制を作ること」「無症状感染者・軽症者・中等症者・重症者に対応する医療体制を作ること」に対応すべきと、“十分に対応できる数字を挙げて規定”するのが去年一年間の失敗の総括のはず。これをきっちり規定するための改正でなければ意味がありません。改正するなら国・”公“がやらなければならないことを最初に規定すべきです。(いまだにPCR検査体制が十分でない、医療の崩壊と騒いでいるのはなんか変です)

3、更に市民・事業者に制限をかける(私権・主権の制限)ならその場合は必ず市民の生活を守る(健康で文化的な)対応をするのが国・自治体の義務と規定すべきです。多少の給付金のようなものを考えているようですがどこまで政府・自治体の義務と規定しているか疑問です。

4、罰則は基本的に反対です。「名前を公表する」ことにとどめるべきだと思います。

《特措法の改正概要から個別的に疑問の点》

Q、「蔓延防止重点措置」として営業時間の変更要請を命令まで規定し罰則をつけているが、権力の介入で物事を決しようとする方向でいいのだろうか？

Q、45条2項の要請に指示から「命令」に変えて罰則を強化しているのは大いに問題。対象は施設管理者だけでなく催事を催す者も「等」で入っているのです。市民活動の集会はこれに入らないのだろうか？

Q、医療施設を早い段階から開設できるのは良いが、感染症の拡大に対してどれだけの医療施設を用意することになるのか。その点をきっちり政府をはじめ行政に対して明らかにすることを義務化しないと意味がないのでは？

《感染症法改正点について》

Q、入院・宿泊療養については、新型コロナウイルス感染症重症～軽症～無症状感染者は原則入院とすべきで、医療資源の上手な使い方として“軽症・無症状者”に対しては医療機関としての“宿泊医療”にすべきです。医師と看護師が居る医療のある療養施設として病院との連携が出来ているもの（物理的にホテルでも良いガ）にすべき。

Q、「入院措置に応じないときは1年以下の懲役」はひどいです。ここまでのなら市民がPCR検査を即受けられなかったとき、すぐ入院できなかったとき、政府の措置に従って生活が不安定になったら即健康で文化的な生活を保障できなかった時は対策本部長＝総理大臣に懲役1年を課すと規定すべきです。・・・こんなこと出来ないでしょう～警察国家ではないのです。ハラリー氏が言うようにコロナパンデミックに対応するのに“独裁的強権的国家主義になる”のか“民主的な寛容の社会で協力してコロナを制圧する”のか私たち市民一人ひとりが問われているのです。こんな罰則反対です。

Q、疫学的調査への協力については、各人の個人情報に対して国が“市民の「自己情報コントロール権」を認めた上での情報収集にすべきです。情報の取り扱い・消去・守秘義務等具体的にもっと明らかにすべきです。

*気がつくままに記載しました。ご指導のほどよろしくお願い申し上げます。